

議案第27号

基山町職員定数条例の一部改正について

基山町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町職員定数条例の一部を改正する条例

基山町職員定数条例（昭和24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「140人」を「144人」に改め、同条第6号中「21人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山町こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行うなど子育て支援の充実を図り、併せて公共施設の整備管理等の町施策の推進に合わせた職員配置を図るため、基山町職員定数条例を改正する必要がある。

令和5年9月15日原案 可 決